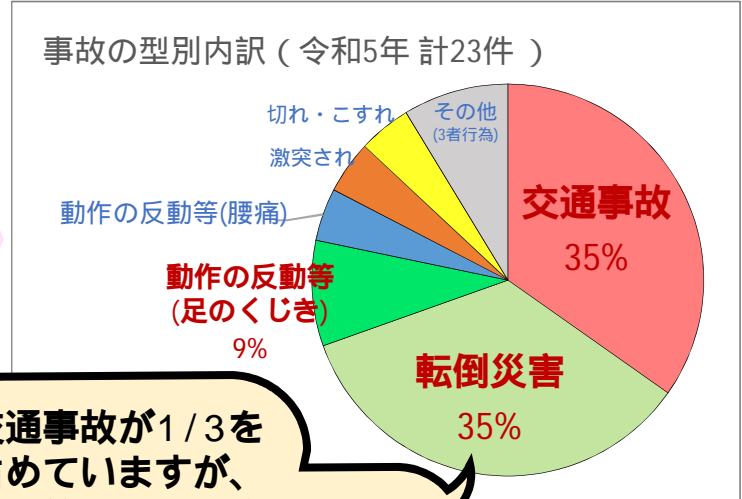
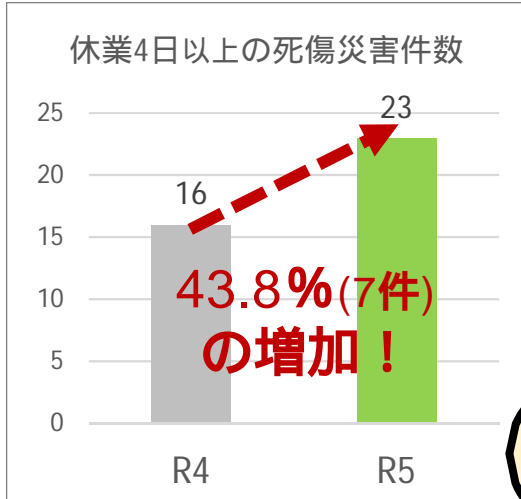


ハイヤー・タクシー業の皆様

労働災害の防止と健康確保対策に積極的な取り組みをお願いします

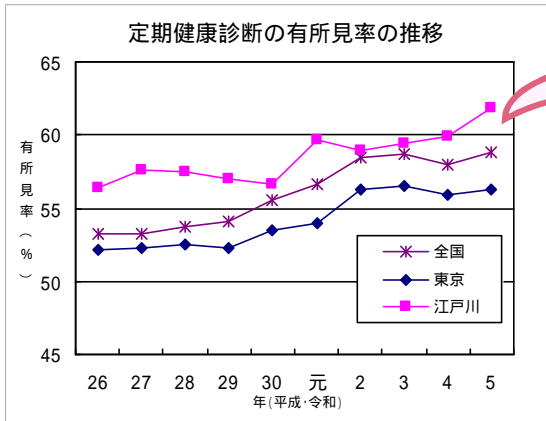
江戸川労働基準監督署管内の労働災害発生状況（ハイヤー・タクシー業）



交通事故が1/3を占めていますが、転倒等の行動災害もそれ以上に発生しています。

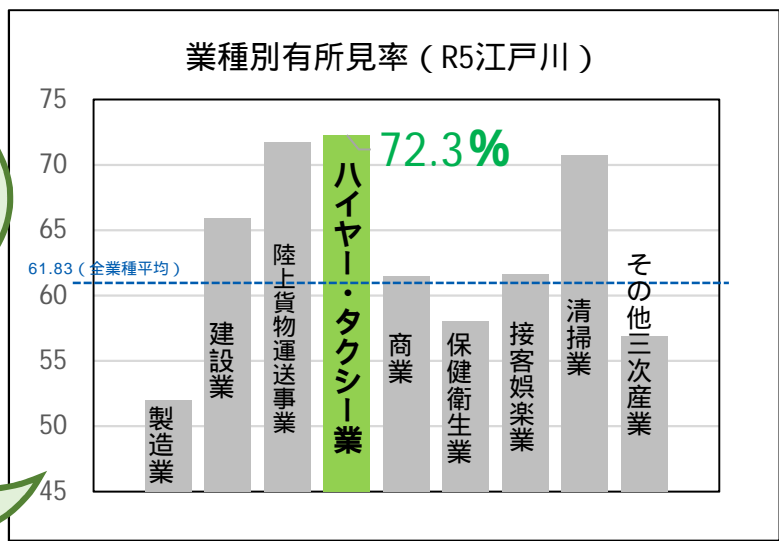
（労働者死傷病報告より）
いずれも休業4日以上
新型コロナウイルス感染症
による休業は除く

江戸川労働基準監督署管内の定期健康診断結果の状況



江戸川署管内事業場における定期健康診断の有所見率は、全国・東京平均より高く推移しており、令和5年には **6割** を超えています (61.83%)

ハイヤー・タクシー業では、さらに有所見率が高くなっています。(72.3%)
過労死・職業性疾病予防はもとより、労働者の健康保持増進のため、具体的な取り組みが求められます。



（定期健康診断結果報告より）

ドライバーを 交通労働災害から守るために

交通労働災害は、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。事業者として、交通労働災害を減らすためには、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

自動車等を利用するすべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒、睡眠不足などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

- 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



同ガイドラインの
ポイントリーフレットを
確認しましょう



特に冬季に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

転倒などの作業行動に起因する労働災害を防止するために

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません。

転倒災害の主な原因と対策

「つまずき」



何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入



職場3分エクササイズ
 転倒予防セミナー(中災防)



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底



通路等の凹凸につまずいて転倒
 敷地内(特に従業員用通路)の**凹凸、陥没穴等**(ごくわずかなものでも危険)を確認し、**解消**



作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒
 適切な通路の設定
 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
設備、什器等の角の「見える化」



作業場や通路のコード等につまずいて転倒
 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

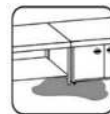
「滑り」



凍結した通路等で滑って転倒
 従業員用通路の除雪・融雪。
 凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)



水場で滑って転倒
 滑りにくい履き物の使用
 (労働安全衛生規則第558条)
防滑床材・防滑グレーチング等の導入、
 摩耗している場合は再施工
 隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒
 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、
 防滑処置等の対策を行う

設備改善について、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「**エイジフレンドリー補助金**」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます。また、中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場安全衛生サポート事業



転倒リスクや骨折リスクへの対応

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大**します
 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」
 (内閣府ウェブサイト)



転びの予防 体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

災害防止×健康確保で相乗効果を！

健康確保に必要な、基本的な取組事項を確認しましょう

- (1) 衛生委員会等における調査審議【労働安全衛生法（以下、法）18条】
健診結果に対策の樹立、健康保持増進計画の作成などの調査審議をしましょう
- (2) 健康診断の結果について医師等からの意見聴取【法66条の4】
異常所見者に対し、通常勤務、就業制限、休業の区分を個人票に記載しましょう
- (3) 健康診断実施後の措置【法66条の5】
上記意見を勘案し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業（時間外・休日労働等）の制限などの業務負担を軽減する措置を講じましょう
- (4) 健康診断の結果の働く方への通知【法66条の6】
- (5) 健康診断結果に基づく保健指導【法66条の7】
- (6) 健康教育・健康相談等【法69条】

定期健康診断等における有所見率の改善のための取組みを進めましょう（チェックリストを活用しましょう）

有所見率改善のためのチェックリスト

- | |
|---|
| 1. 健康診断における有所見について医師からの意見聴取を行っているか |
| 2. 1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施しているか |
| 3. 健康診断の結果を労働者へ通知しているか |
| 4. 健康診断の結果に基づき、医師または保健師による保健指導を実施しているか |
| 5. 保健指導は、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っているか |
| 6. 労働者は、健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施しているか |
| 7. 保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項（食生活の改善等に取り組むこと）を着実に実施するよう指導しているか |
| 8. 労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施しているか |
| 9. 労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めているか |
| 10. 健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としているか |
| 11. 労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等に取り組むこと）を示しているか |
| 12. 6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っているか |
| 13. 事業者が取り組むべき事項について計画を作成しているか |
| 14. 毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っているか |
| 15. 全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内報、後援会、メールや掲示等による労働者への啓発、自主点検票等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施しているか |
| 16. 個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っているか |
| 17. 事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を次期計画に反映させているか |

併せてcheck✓

事業場における労働者の
健康保持増進のための指針

（職場のあんぜんサイト）

トータルヘルスプロモーション（心とからだの健康づくり）



併せてcheck✓

みんなのえどがわ
健康いきいきプラン

（江戸川区健康増進計画 2023-2030）

労働者の健康づくり支援、健康経営の推進

